

令和 8年 3月 6日
(2026年)

業者各位

技術管理課

令和8年3月公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置等について

このことについて、和歌山県からの特例措置の通知に基づき、本市におきましても次のとおり運用することとしますのでお知らせします。

なお、本特例措置又はインフレスライドにより請負代金額が変更された場合は、下請業者等との契約金額の適切な見直しや、技能労働者への適正な水準の賃金の支払いなど、適切な措置を講じられますようお願いいたします。

1 特例措置の内容

令和8年3月公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）の上昇に伴い、2に定める工事の受注者は、建設工事請負契約書第59条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができます。

2 対象工事

令和8年3月1日以降に当初契約を締結する工事のうち、予定価格の積算に当たり、旧労務単価を適用したもの。

3 具体的な取扱い

次の方式により算出された請負代金額に契約を変更します。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとします。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格

k ：当初契約時点の落札率

4 具体的な対応について

(1) 変更協議の請求

受注者からの変更協議の請求は工事打合簿等の書面により、契約日以後、速やかに行うこととします。

5 その他

令和8年2月28日までに契約を行った工事については、建設工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）の適用が可能となる場合があります。

建設工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）の運用については、平成26年4月1日付け「賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第25条第6項の運用について」と同様に扱うこととします。なお、「賃金等の変動に対する建設工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）」を和歌山市ホームページに掲載しています。